

令和4年度第2回福島県男女共同参画審議会議事録

日時 令和5年2月7日(火)
13:30～15:03

場所 自治会館3階大会議室

◎出席委員(敬称略)17名

李 智恵、大越 香代子、大山 美奈子、日下部 之彦、國井 隆介、小森 博親、
坂本 浩之、佐藤 暁美、高橋 準、鳴瀬 夕子、西沢 桂子、藤野 美都子、
辺田 幸子、星 敬介、松原 光、山浦 さとみ、横田 智史

◎欠席委員(敬称略)3名

小林 清美、阪本 祥子、山崎 捷子

◎オブザーバー

福島県男女共生センター 金子隆司副館長

◎庁内関係部局

危機管理課 菅野晶太副主査、災害対策課 箭内良次主幹兼副課長、避難地域復興課
国分勝彦総括主幹兼副課長、文化振興課 戎谷晃総括主幹兼副課長、生活環境部 坂
井俊文企画主幹、こども・青少年政策課 岡田雅子総括主幹兼副課長、子育て支援課
太田純也主任主査、子育て支援課 風間聡美専門保健技師、児童家庭課 水野賢一
主幹兼副課長、雇用労政課 遠藤玄主幹兼副課長、農林企画課 戸城和幸企画主幹兼
副課長、農業担い手課 二階堂英行主任主査、義務教育課 吉川武彦主幹、高校教育
課 太田隆明主任管理主事、高校教育課 柳橋幸裕主任指導主事、福島県警察本部警
務課 紺野久美子企画第二補佐

◎事務局

関根昌典生活環境部政策監、中村英康男女共生課長、庄子睦子主幹兼副課長、五十嵐
智子主任主査、五十嵐麻里主査、岡部聡副主査

1 開会

2 生活環境部政策監挨拶

3 議事

議事に入る前に、事務局から、委員20名中17名が出席し、「福島県男女共同参画
審議会規則」第3条第3項に規定する定足数の過半数に達しており、本会議が成立し
ている旨報告あり。

(1) ふくしま男女共同参画プランの推進状況について

(藤野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

始めに、議事(1)「ふくしま男女共同参画プランの推進状況について」ですが、あらかじめ委員の皆様からいただいた意見と対応案も併せ、事務局より説明願います。

(中村男女共生課長から、資料1、3により説明。資料4については各課より説明。)

(藤野会長)

ただ今の説明について、御意見、御質問などはございませんか。

(大越委員)

日本労働組合総連合会福島県連合会の大越です。

今説明いただいた資料4については、皆さんが分からないということで質問されているところなので、全体に対しての周知といったところを引き続きお願いします。

また、1ページで、国際課でいろいろな取組をされていますが、そういったところを周知する場所などが外国の方にはなかなか見つけ出せないといったことがあると思いますので、なるべくそういうところを分かりやすく、見やすくする取組を引き続きお願いできればと思います。

また、2番では、DV被害が最近多くなってきていて、例えば警察本部の説明といったところの周知など、ここを見ればすぐ分かるというところがあれば教えていただきたい、日本人だけではなく、外国人の方に対しての対応があるかを教えていただければと思います。連合福島に相談があった際に、御案内ができればと思います。

(風間子育て支援課専門保健技師)

産前・産後支援事業や市町村の母子保健事業については、それぞれ自治体のホームページ等で周知をいただいているので、そちらを御覧いただければと思います。その他にも、妊婦さんやお母さん方などには、チラシなどいろいろな媒体を直接お渡ししている状況です。

(坂井生活環境部企画主幹)

やさしい日本語の周知については、県のホームページ等におきまして、やさしい日本語の普及啓発の取組を行っております。市町村と連携しながら周知活動を行っている認識しておりますが、県民の方にどれだけ届いているかも検証し、担当課と相談しながらより良い周知ができないか検討してまいります。

(藤野会長)

続いて2番について警察本部から、日本にいらっしゃる外国籍の方へどのように情報が提供されているか御説明いただければと思います。

(紺野警務課企画第二補佐)

在日の外国人の方への周知については、県警のホームページに災害対応関係は掲載しているものの、DV、ストーカーについては、持ち帰り確認をさせていただければと思

います。

(藤野会長)

それでは後ほど情報提供をお願いいたします。

2番の周知について、児童家庭課からもお願いします。

(水野児童家庭課主幹兼副課長)

被害者相談に関しましては、マスメディアを活用して周知しており、例えば、昨年
の11月にはDV関係で対応している関係機関等による連携会議を行い、その場にマス
コミ関係の方に来ていただいて、各相談機関、対応機関の取組について共有させて
いただいております。

外国籍の方への対応につきましては、女性のための相談支援センターに相談いただ
ければ、通訳を手配し相談対応するようにしております。

(紺野警務課企画第二補佐)

警察本部です。

先ほどの大越委員からの質問の回答になりますが、県内の警察署や交番等において、
外国人の方がいらした際に、簡単な、どのような相談でしょうかということが表記され
ているリーフレットなどを備え付けておりますので、そういったところからコミュニケ
ーションをとりながらの相談内容の把握は実施しております。

(佐藤委員)

NPO法人いわきふれあいサポートの佐藤と申します。

現在、私が支援している方が外国籍の方で、DV被害者でありながら、ストーカー規
制法の禁止命令等が出ており、県警等から勧められ、いわき市からの転居を進めている
方がいます。その方から今日、就労先がやっと決まったと報告がありました。

この外国籍の方がDV被害者でありながら、またストーカー規制法の禁止命令等対象
であるということは、かなり色々なリスクを背負っていて、就労先も変え、居住地も変
え、自分の生活環境全てを変えなければならない状況です。

私が一番申し上げたいのは、こういった外国籍でありながら被害者であり、博多の事
件もありましたので、警察からも避難を余儀なくされる場合についてです。居住地の変
更のため、転居先の入居時の費用等が必要となります。また、就労先といっても私たち
は遠くまで同行することはできませんが、彼女の全ての外出時に同行支援をしている状
況です。被害者でなければ同じ仕事場にいることができ、スキルアップもできる状況に
あるにも関わらず、どうしても被害者であるために、転職を余儀なくされてしまってス
キルアップもできずにいます。自分の預貯金を使いながら転宅、転職をしなければならない
とても理不尽な状況であるということをまず訴えたいです。そういった被害者、困
っている女性たちに対する具体的な支援に結びつく施策がなかなか、プランの中でどれ
だけ落とし込めるかということかと思いますが、もう少し具体的な支援ができる施策
があっても良いのではないかと思います。女性は被害者になることが多く、女性である
がために賃金格差があったり、いくらスキルアップをしようとしてもそういった被害者
であるがために、スキルアップもできず、賃金も上がらず、男女間の賃金格差もこれ
ではちっとも埋まることはないと思います。ぜひそのような被害者であったり、女性であ

るがためのそういったリスクを避けることができる、少しでも被害女性に対する支援策が、経済的な支援を含め具体的にあつたらと思います。

彼女は外国籍ですが、タガログ語、英語、日本語を話すことができるので、警察からの色々な説明も理解していました。警察署にタガログ語を通訳してくれる方もいらしたので、とても安心して話すことができたとも言っていました。ただ、ストーカー規制法での110番通報システムは認識していたものの、防犯カメラの設置や、そういった補助等は全く知らされていなかったようなので、外国籍の方にどのようにその設置の説明をされているのか、具体的にお伺いしたいと思います。

(紺野警務課企画第二補佐)

個別の相談に対しては、まず本人の話をよく聞いて意向を確認しながら進めているものと承知していますが、その中で、再度の危険性や切迫性、再被害の可能性といったものを踏まえながら、そういった機器の貸与などについても説明しているものと承知しております。

(佐藤委員)

それは新たに転居先の警察署に申し込めば良いということでしょうか。

(紺野警務課企画第二補佐)

通常ですと、転居先の警察署とも連携をとりながら対応しておりますので、その辺の情報共有は警察でも分かっているはずですが、念押しで確認のために、再度転居先の警察署で相談に至った場合に、その辺を踏まえてもう一度説明を求めることはあり、そのときは繰り返しになり、負担もかけますが、再度の説明をお願いしている場合があります。

(藤野会長)

その他、加えて何か皆様から御意見等ございますでしょうか。オンラインで御出席の皆様も、特に御意見等ございませんでしょうか。

それでは、お気づきの点がございましたら、後ほど御意見等をいただければと思います。

(2) 令和5年度当初予算(案)(ふくしま男女共同参画プラン関連)について

(藤野会長)

それでは、次の議事に移ります。議事(2)「令和5年度当初予算(案)(ふくしま男女共同参画プラン関連)について」、事務局から説明願います。

(中村男女共生課長から、資料2により説明。)

(藤野会長)

ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(横田委員)

横田と申します。

前回もお話しさせていただいておりますが、僕が一番気になっているのは、学校の教職員の働き方改革についてです。先ほど資料4の5番の会長の意見のところ、公立学校の女性管理職の割合が全国平均に比べて低い状況というところは、義務教育課と高校教育課から回答がなされましたが、学校教職員の働き方改革は全国的にももう待ったなしの状況にあることは皆さん御存じかと思います。年間約6,000人が病休で休んでいる状態が、日本全体の数字です。

そこでお伺いしたいのが、まず、福島県の学校教職員の男女比がどうなっているのか、また、休業されている教職員数がどのぐらいなのか、教職員全体数の何割、何人かを知りたいと思います。それと、先ほどの回答で昇任と配置に関して、管理職は全県配置から管内配置になったとのこと。少しうろ覚えでしたが、僕の知識だと昔二地区二障がいなどが制度としてあったと思っていましたが、全ての教職員について管内配置できる見込みがあるのか、それともゼロベース完全不可能なのかを伺いたいと思います。

次に、資料1の25ページ、担当部局は教育庁ですが、「女性管理職のロールモデルを紹介するため、「女性教職員活躍推進だより」を発行する」について、予算ゼロで、誰が誰向けに発行していて、学校に子どもを預ける保護者等々の目にはどう映っているのかを知っておきたいと思いました。また、35ページの「男女共同参画の趣旨に沿って、女性管理職の登用に努める」というところについて、これは学校関係の改革において予算づけがなされていないため、働き方改革アドバイザーや学校教育コーディネーターの配置を含めた改革の進捗状況が、どうも見えにくくなっているというのが印象です。もし間違っていたら教えていただければと思います。僕の意見も伝えさせていただくと、令和5年度の予算案は、先ほど御説明があったように、男女共生課、商工労働部雇用労政課等々と学校教育課を含む全ての課を、コラボレーションとかタイアップさせる感じで、シンポジウムを開催したりワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業認証や表彰というアイデアを学校改革に活かして、例えばこういう取組をしている学校長を表彰するなど、そういった教育長を初め、学校長管理職で、学校内の教職員の働き方改革で変えられる部分が、恐らく多分にあるのではないかと考えております。僕は給特法の廃止を念頭に置いておりますが、給特法で、4%の教職員の皆さんが、残業平均100時間の業務に約1万円で取り組んでいるという、民間企業でも考えられない数字になっています。学校教職員の働き方改革は男女共同参画にすごく紐付いているところでもあり、子どもたちを扱うところですから、保育園、幼稚園、学校、学童もそうですが、それらの働き方に関して、もう少し見える化をするというところと、僕は福島県のトップである教育長がここぞとイクボス宣言をすることによって本気度を見せて、着手していくことをずっと望んではいませんが、その辺りをトータル的にいろいろ御質問させていただき、印象を含めてお伝えさせていただきました。

(藤野会長)

ただいまの件、御質問と御提案をいただきましたけれども、まず御質問にお答えいただければと思います。

(太田高校教育課主任管理主事)

高校教育課でございます。

教職員全体の女性の割合については、資料1の84ページを御覧ください。令和4年度の学校における女性教員、女性管理職の割合を記載しております。学校基本調査を根拠としたもので、教員全体としては、福島県の場合、国公立、私立を含めて、小学校は64.9%、中学校は43.4%、高等学校は全日制、定時制、通信制を合わせ34.1%、特別支援学校は67.0%となっており、特徴的なところとしては、小学校と特別支援学校は女性の教員率が高くなっていることが御理解いただけると思います。また、同じく84ページの表には管理職の女性の割合も載っております。

配置につきましては、小中学校、いわゆる義務教育については所管する課が違うため詳細はお答えできませんが、基本的には公立学校は出身地域を配慮した形で配置をしていると聞いております。高等学校については、現在も全県的な配置を行っております。

続いて資料25ページの女性管理職のロールモデルを紹介するための「女性教職員活躍推進だより」については、職員課が所管しております。高校教育課にも職員課で発行しているものが届いており、教育庁内や学校では共有しておりますが、御指摘の保護者まで届いているかについては預からせていただき、どのような形で配信しているかを確認させていただければと思います。

次に、35ページの「男女共同参画の趣旨に沿って、女性管理職の登用に努める」ところの予算がゼロであることに関して、審議会、運営協議会等については、県立学校の場合は、学校評議員という各地域の有識者の方に外部から参加していただき様々な意見をいただいているものですが、これは表立って男女共生に特化したものではないため予算化はしておらず、様々な生徒、地域の課題について意見をいただいているところです。コミュニティースクールの運営協議会でもやはり地域の方に御参加をいただいております。こちらも同様に男女共生に特化したものではないため予算としては見えにくくなっておりますが、御指摘もありましたので、今後の対応については持ち帰り預からせていただければと思います。

いただいた御意見、シンポジウム等のタイアップのアイデアにつきましては、高等学校も教職員の働き方改革は待ったなしという状態ではありますので、我々もどうしても教職員だけでやっていると限界がございますので、そういった御意見を踏まえて取組を進めていきたいと考えておりますが、こちらについても持ち帰り検討させていただければと思います。

(横田委員)

民間企業でいくとこの変化の激しい時代においては、社長、管理職クラスのリーダーシップ等、マネジメントというところがかなり重要度の高い業務にもなってきます。学校といったところが、逆に言うと我々民間も、今までは学校の先生または教育庁に任せっぱなしのような風潮があったというのを僕は感じています。ですから、忙しいとはいえ保護者さんも我が子を預ける施設ですので、学校対家庭の対立構造がどうしても起きてしまいますが、むしろその逆で、学校に参画する仕組みを、PTAも今いろいろありますが、もう少しタグを組んで、子どもたちを真ん中に据えた育成というか、子どもを育成するために必要なソースという考え方で、我々大人が変わっていく必要があるのではないかと思います。そのために、学校教育の中でリーダー層に当たる教育長初め学校長のマネジメントというところで、民間のような働き方改革を併せ持って取り組んでいくところで、大きな成果というか、一つの道筋みたいなものを立ててやっていくと良いのではないかと思います。学校教育は学校教育のみで動いているような感触があ

りましたので、民間の講座やイクボス宣言でも良いですが、そういったところをまずトップ層の方々から受けて、教職員と一緒に実施していく流れをもう少し明確につくっていければ良いのではないかとのことでした。

(大越委員)

連合福島の大越と申します。

資料2の6ページの9番にある不妊症・不育症支援ネットワーク事業について、働く女性からの相談の中には、不妊治療の際に、働きながら治療をしているととても負担になるという声がたくさんあります。また、子育てを同時にしながら働いて治療をなさっている方も数多くいらっしゃいます。そういった方たちの働く環境にも視点を当てて一緒に取り組んでいただければと思います。不妊治療を頑張っていたのに、残念なことにつながるケースや、お子さんを亡くされるケースなど、多様な御相談を受けることもございます。不妊治療をされる方の職場の環境整備というところも、フォローアップの事業なのか合っているか分かりませんが、取り組んでいただけるようでしたらお願いできればありがたく存じます。

(藤野会長)

ただいまの御意見については、今後の施策に活かしていただくようお願いできればと思います。

(星委員)

福島県農業協同組合青年連盟の星敬介と申します。

私に関心を持ったのは43ページです。表の左側の1番にある「男性の固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成」の部分はまだまだではないかと私は非常に感じております。私ども農協青年連盟は、県内の若手農業者約1,800名が所属しておりますが、年代は30～50代が中心で、古い習慣、伝統が色濃く残る農村部に住んでいて、農業を営んでいるという青年、若手が多数です。既にもう50代ぐらいになってきますと地域の中心になっている人もいますし、これからその地域を担って中心となっていくといったメンバーも多数在籍している団体です。ただ、我々はこういった啓発活動はほとんどやったことがなく、その中で、事業名の3番目の男女共生センター交流関連事業ということで63ページの別紙3(6)に非常に関心を持ちました。男女共生次世代交流会として、若年層を対象にと書いてありますが、この若年層というのはどういった方で、我々農協青年部もここに入るのでしょうか。

また、我々のようなほぼ99%が男性といった団体に、資料でもチラシでも何でも良いので必ずお知らせいただくなど、そういった組織がまだまだ県内には恐らくたくさんあると思いますので、そういったところにもっとPRしていければ良いのではないかと非常に感じました。私も来年度はセミナーか何かを実際に開催してみたいと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

(中村男女共生課長)

男女共生課の中村でございます。

まず63ページの男女共生次世代交流会につきましては、学生さんを対象に行っているものです。今年度、昨年度は、高校生が建設業で働いている女性の方の話を聞きなが

ら交流をするということをやっております。

一方で、男性が家事を担っていくという考え方を広げていきたいということもございます。県でも、例えば男性の家事、カジダンということで特設のホームページをつくり、そこで料理のレシピの御紹介といったことも行っております。そういったホームページもありますが、今御意見をいただきましたチラシ等でもっと広く広報できるようなことも今後考えていきたいと思っておりますし、また今年度も実際に、そういったカジダンセミナーということで、男性の料理家の方を講師に招いたセミナーなども開催しておりますので、もしそういった今行っております事業とコラボレーションできることがあれば、また御相談させていただきたいと思っております。そういった形で、男性が家事をしていくといった考え方をいろいろな手段で広げていきたいと思っております。

(星委員)

その都度、お知らせしていただければと思います。よろしく申し上げます。

(藤野会長)

ただいま、男性の多い組織に積極的に働きかけをとというお話しがありましたので、いろいろな事業に今の視点を活かしていただければと思います。

(日下部委員)

福島県商工会議所連合会の日下部と申します。

資料2の女性活躍・働き方改革促進事業について、当初予算額が9,765万5,000円で基本目標I～V全てに記載がありますが、この合計金額の中で、5つの目標それぞれに取り組んでいくということでよろしいでしょうか。

また、働き方改革については、いろいろな事業の経営者や人事担当者の方の話を聞くと、まだまだどのような形で働き方改革を進めれば良いのか、そういったレベルで悩んでいる方が多いため、例えばマニュアルのようなものの作成や、県内で働き方改革がうまくいっている企業の成功事例の紹介などはしていますでしょうか。作っていただければ、うちでも企業へ働きかけやすいと思ったところです。

もう一つ、保育所について、各市町村で待機児童がゼロになったなどと聞きますが、実態を聞きますと、例えば旧伊達町に住んでいて福島市に働きに来ているお母さんが、自治体の関係で福島市の保育所には子どもを入れられないと聞きました。その旧伊達町にお住まいのお母さんは旧霊山町の保育所に子どもを送ってから福島市に出勤しているなど、非常にミスマッチが多いと聞きます。そういった自治体を越えて、居住地の保育園だけでなく、勤務地の保育園にも入れるように、市町村をまたぐというところでこれは県の仕事ではないかと思いましたので、その辺をできるならばという意見ですが、いかがですか。

(遠藤雇用労政課主幹兼副課長)

女性活躍・働き方改革促進事業の予算額については、再掲で5つの目標全てに記載がありますが、これは総額で9,765万5,000円となっております。

働き方改革については、企業への説明に利用できるものとしては、ワーク・ライフ・バランスアドバイザーというものがございます。資料1の61ページを御覧いただきますと、(5)ワーク・ライフ・バランス推進事業において①ワーク・ライフ・バランスア

ドバイザー派遣事業を行っておりまして、これは、社会保険労務士を中小企業さんに派遣し、管理職の方などに対しワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行うとともに、法改正を踏まえた就業規則の整備や見直し、長時間労働の削減などについて助言等を行っているものです。1事業者当たり2回までという制限はございますが、予算の範囲内でこういった事業も行っておりますので、こういった事業の活用をお願いできればと思います。

(藤野会長)

それでは、保育所について、自治体の枠を越えてというところでの御回答をお願いします。

(太田子育て支援課主任主査)

この場に保育所の担当が来ていないため確実なことが言えず申し訳ありません。持ち帰り確認させていただきたいとは思いますが、保育については実施主体が市町村となっており、原則はお住まいの市町村で利用していただくことが基本となります。自治体を越えての利用については確認させていただきたいと思います。

(日下部委員)

ただ単に自治体を越えてではなくて、勤め先の自治体で入れるかが重要かと思っておりますので、そこを確認していただければと思います。

(藤野会長)

ただいまの女性活躍・働き方改革促進事業につきまして、労働局でも個別の企業に対する支援等があるかと思っておりますので、オンラインで御参加の労働局の辺田委員からもどのような支援があるか、御説明いただけますでしょうか。

(辺田委員)

全体的に聞きづらいところもあったもので正確な回答になっていないかもしれませんが、労働局で実施しておりますのは、中小企業における働き方改革を支援するために、働き方改革推進支援センターを設置しております。こちらは委託事業になりますが、今年度は社会保険労務士会に委託しており、本事業を通じて中小企業が抱えている働き方改革の課題、長時間労働の是正や年休を取得しやすい環境づくりなど、各企業が抱えているテーマ、特に生産性向上に取り組むための課題などのテーマに沿った個別の支援を行っているところでございます。

また、県内で特に取組が進んでいる企業様については、できる限りその取組内容を御紹介できるように労働局のホームページでも情報発信をさせていただいております。労働局の主な事業は以上でございます。

(日下部委員)

働き方改革についての職場のマニュアルなどはありますか。

(遠藤雇用労政課主幹兼副課長)

マニュアルまでは今のところ策定しておりません。

(日下部委員)

とっかかり的なもの自体が分からないという経営者の方も多いものですから、ちょっとした、これくらいからならできるのではないかと、くらいのものであれば良いと思います。

(藤野会長)

積極的に取り組んでいる企業の具体的な取組の例は労働局のホームページでも紹介されているとのことなので、そういったものも御参考にしていただければと思います。

(佐藤委員)

先日、2月5日の福島民報に出ていましたが、県内の18市町村で女性議員がゼロという話が載っていきまして、その中に、女性議員を増やすためにどのような方法があるかについても書いてあり、女性の政治参画に関する意識啓発が50%でとても多かったなどとありました。資料の中で、県内市町村の男女共同参画に関する事業の実施について記載があり、その中で、郡山市からは、若い方々に対する立候補の仕組みの説明や、女性に向けて女性議員の方々との交流会を実施する事業について報告があったかと思えます。女性議員をふやすためには、若い方々に対しそういった選挙に対する考え方や立候補に対する考え方など、いろいろな情報を発信していく必要があると思います。県内であれば、男女共生センターで実施する方向性でお願いしたいと思えますので、ぜひ御検討をよろしくお願ひしたいと思えます。

(中村男女共生課長)

男女共生課の中村です。私もその報道を拝見しました。

県男女共生センターにおきましても、昨年11月に福島市、会津若松市で1回ずつ、千葉館長の企画で市町村の女性議員の方と大学や短大の学生さんとの意見交換を今年度新たに実施したところでございます。そのような女性議員の活躍といったものはなかなか知る機会がないと思えますので、そのような機会もまた今後つくっていきたくて考えております。

(藤野会長)

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議事に移ります。議事(3)「その他」について、事務局何かありますでしょうか。

(庄子主幹兼副課長)

ございません。

(藤野会長)

本日予定している議題は以上です。

事務局は、委員の皆様からいただいた御意見を、今後の取組に反映していただければと思えます。

現在のメンバーでの審議会の開催は今回が最後となります。委員の皆様、最後に何か、

県の男女共同参画施策について御意見がある方がいらっしゃいましたら御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、本日の議題は以上となります。これで議長役を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

(庄子主幹兼副課長)

それでは、次に、「4 その他」に入ります。

お手元に配付しております「多様な性に関する職員ハンドブック」について、県男女共生課から説明いたします。

(中村男女共生課長から、「多様な性に関する職員ハンドブック」により説明。)

(庄子主幹兼副課長)

それでは、ただ今の説明について、御質問等ありましたらお願いいたします。

(鳴瀬委員)

産婦人科医の成瀬と申します。

多様な性に関するハンドブックを作っていただいて本当にありがとうございます。産婦人科医にも広報でお伝えしても大丈夫でしょうか。

あとは、これから広報的に皆さんいろいろなところでどのように使うかを、職員のハンドブックですが、いろいろな事業者にお伝えいただくツールがあれば、かなり活用ができるのではないかと思いますので、利用していただくための広報にもなるべく予算をよろしく願います。

また、思春期の授業のときにも、一部を利用させていただきたいと思ったので、教育をするのに使わせていただいて大丈夫かどうか、参考までによろしく願います。

(中村男女共生課長)

ハンドブックの利活用につきましては、ぜひ広く使っていただきたいと思います。何かの時に一部引用されることも特に問題ございません。できればその際に福島県のハンドブックということで出典を示していただければと思います。

委員御指摘のとおり、広報、これを知っていただくための努力はとても大事なことであると思いますので、そこも努めてまいりたいと思います。

(鳴瀬委員)

ありがとうございます、使わせていただきます。

(高橋委員)

福島大学の高橋です。

23ページの参考資料で、福島大学でもガイドラインがありますが、ガイドラインの策定に当たっては、このハンドブックの監修もされている前川さんに見ていただいているため、内部的にもすごく信頼できるものではないかと感じております。私が所属しているところは公務員になりたいという人間が多いので、参考資料にある、都道府県レベルでお探しになったのかなと思いますが、他の自治体のガイドラインやハンドブック等

も見せていただきながら、学生に対してこのような内容の取組があるということで来年度活用させていただきたいと拝見して思いました、ありがとうございました。

(庄子主幹)

そのほかございますでしょうか。

(中村男女共生課長)

最後に、現在のメンバーでの審議会開催は今回が最後となりますことから、一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様には、令和3年3月より2年間、本県における男女共同参画施策の推進について様々な御議論をいただき、また、ふくしま男女共同参画プランの改定に当たりましては、多大なる御尽力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

お陰さまで本年度より、新プランに基づく様々な施策を全庁において推進をしており、今後も引き続き、男女共同参画を推進することで、プランの理念にもあります、全ての県民が個人として尊重され、性別に関わりなく、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮をすることができ、あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会の実現に向け、まい進してまいります。

委員の皆様におかれましては、今後も引き続き、本県の男女共同参画行政に心を寄せていただき、御指導いただきますようお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(庄子主幹)

それでは以上をもちまして、令和4年度第2回福島県男女共同参画審議会を閉会いたします。

長時間の御審議ありがとうございました。